

リカバリー・パレード関西実行委員会の規約

第1条　名称：この団体は「リカバリー・パレード関西実行委員会」とする。

所在地：この団体を次の所在地に置く。

京都府木津川市山城町北河原内畠74—1 一般社団法人回復支援の会内

第2条　目的：

この団体は依存症、精神障害、生きづらさの病気・困難は回復が可能です。そして、回復している本人、家族、友人、医療等の関係者、一般の賛同者たちで集まり、回復を喜び祝うパレードを行い、一般の人たちに回復の姿をアピールする祭典を行うことです

第3条　構成員：

この団体の構成員は回復の当事者本人、家族・友人、専門家・援助者・治療者等の関係者、本活動の主旨に賛同する団体や個人をもって組織する。

第4条　役員：この団体は次の役員を置く。

- ・委員長 1名 加藤 武士
- ・副委員長 2名 麻生 克郎、浅井 登
- ・会計 1名 出原 和宏

第5条　運営：

団体は目的を達成するために隨時会議を開いて審議し、その議事は過半数の同意をもって決定する。

第6条　財務：

活動に必要な資金については、会計が適正に管理を行い、毎月定期に代表者の閲覧を受けるものとする。口座を開設して、その管理は会計担当者が行うものとする。

第7条　余剰金の分配の禁止：

当団体は剩余金の分配を行うことができない。

第8条　残余財産の帰属：

当団体が清算をする場合において有する残余財産は、委員総会の決議を経て、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利活動法人（租税特別措置法第66条の11の2第3項の認定を受けたものに限る。）に贈与する。

第9条　改正：この規約は構成員の過半数の同意をもって改正するものとする。

第10条　設立年月日：本会の設立年月日は2015年9月13日とする。

第11条　規約施行日：本会則は2015年10月25日とする。

第12条　会計期間：本会の会計期間を1月1日から同年の12月31日とする。会計期間終了後に会計報告を行うこととする。

【付則】

1. この規約は、2025年1月1日から施行する。

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

2025年1月1日

京都府木津川市山城町北河原内畠74—1

委員長 加藤 武士